

第 78 回家畜人工授精に関する講習会修業試験実施要領

第 1 目的

家畜改良増殖法施行規則第 24 条に基づき、家畜人工授精師となるのに必要な知識及び技能を有するかどうかを判定することを目的とし、家畜人工授精に関する講習会における修業試験を行う。

第 2 実施月日及び対象者

日時	実施対象者
8 月 8 日（金）午前 9：00 開始	免除科目を取得していない方
9 月 4 日（木）午前 9：00 開始	全受講者

※なお、受験予定者がインフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症に罹患、もしくは感染が疑われ、上記日程にて受験出来なかった場合は、畜産振興課長が別に定める日程で試験を実施する。

第 3 実施場所

日程	実施場所
8 月 8 日（金）	牛・豚講習会 静岡県畜産技術研究所中小家畜研究センター（菊川市西方 2780）
9 月 4 日（木）	牛・豚講習会 静岡県立農林環境専門職大学（磐田市富丘 678-1）

第 4 実施科目

日時	科目	
8 月 8 日（金） 午前 9：00 開始	学科 一般科目	畜産概論 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種
	学科 専門科目	生殖器解剖 繁殖生理 精子生理 種付けの理論
	実習	家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定
9 月 4 日（木） 午前 9：00 開始	学科 一般科目	関係法規
	学科 専門科目	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存
	実習	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 精液精子検査法

第5 受験資格

原則として、全日程を受講すること。

※受講時間が次の場合は、修業試験を受験することができない。

免除科目を取得済の方

- ・学科：全 68 時間から免除科目の時間を控除した時間に、8/10 を乗じて得た時間（1 時間未満切り上げ）に達しない場合
- ・実習：全 74 時間から免除科目の時間を控除した時間に、8/10 を乗じて得た時間（1 時間未満切り上げ）に達しない場合

免除科目を取得していない方

- ・学科：全 68 時間のうち、55 時間未満に達しない場合
 - ・実習：全 74 時間のうち、60 時間未満に達しない場合
- ※ 8 月 8 日（金）に実施する前期修業試験については、受講日程の途中の実施となるため、前期の講義の欠席が、当該試験日までに学科において 9 時間を超えて欠席、又は、実習において 4 時間を超えて欠席している場合は受験できない。

第6 修業試験の合格基準

100 点満点で、全科目（実習を含む。）平均が 60 点以上（50 点未満の科目が 2 以上ある場合、または 40 点以下の科目がある場合を除く。）とする。

第7 合格発表

（1） 合格発表日時

令和 7 年 10 月 17 日（金） 午前 9 時 00 分

静岡県公報及び静岡県のホームページで発表する。

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/1047682/1071832/1077175.html>

（2） 修業試験合格証明書の交付

上記（1）での合格発表後、合格者に対しては、修業試験合格証明書を郵送により交付する。

第8 問合せ先

静岡県経済産業部農業局畜産振興課畜産経営・技術班

住 所：〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

電話番号：054-221-2705

附 則

この要領は、静岡県経済産業部農業局畜産振興課長の承認のあった日（令和 7 年 7 月 16 日）から施行する。

附 則

この要領は、静岡県経済産業部農業局畜産振興課長の承認のあった日（令和 7 年 9 月 2 日）から施行する。